

10月から12月は 滞納整理強化期間

町税の納め忘れはありませんか？



問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

納期限を過ぎると…

納期限までに町税の納付の確認が取れない方には、督促状や催告書を送付し納付を促します。また、滞納された町税には法令で定められた延滞金が加算されます。

町税を滞納したままの状態が続くと財産の差押え(滞納処分)が行われることになります。

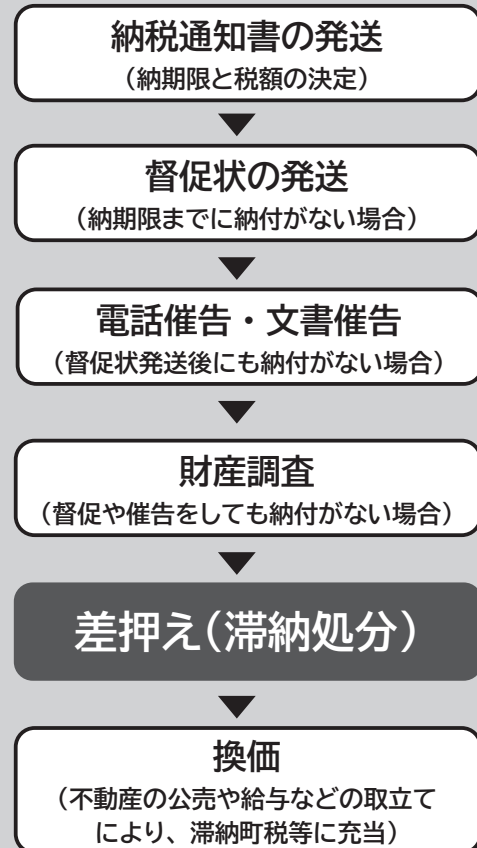
こんなときは納税相談を！

病気療養や失業、収入が大きく減少した場合など、やむを得ない家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内の納付が困難な方は督促をそのままにせず、お早めにご相談ください。

平日に仕事等で納付や納税相談ができない方のために、毎月第2日曜日の午前中、役場税務課の窓口を開庁しています。

休日 納税 相談	10月11日(日) 午前8時30分～正午
	11月 8日(日) 午前8時30分～正午
	12月13日(日) 午前8時30分～正午

差押え(滞納処分)の流れ



滞納処分により差押えた不動産の公売を実施します

督促や催告をしても町税等を滞納している方から差押えた不動産の公売を実施します。公売は中止することがありますので、入札に参加される方は事前に税務課管理担当へお問合せください。

方法 期間入札(郵送による受付)

入札期間 10月9日(金)～22日(木)

開札日時 10月28日(水)午前10時30分

対象物件

所在地	地目・種類	登記上の面積	見積価格 (最低売却価格)
大字植竹字後乙	宅地	184.12 m ²	1,410,000 円
大字元阿保字新堀北	雑種地	198 m ²	1,550,000 円
大字熊野堂字前園	雑種地	158 m ²	1,010,000 円

詳しくは町ホームページ
をご覧ください。



水道事業(企業会計)

水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の水道料金などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	支出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	3億 221万円	△0.4%	2億8,813万円	0.0%
資本的収入および支出	154万円	△81.1%	6,279万円	△48.2%

下水道事業(企業会計)

下水道事業は、地方公営企業法に基づき経理され、利用者の下水道使用料などで運営されています。

区分	収入決算額	対前年増減率	支出決算額	対前年増減率
収益的収入および支出	1億2,019万円	△16.7%	1億2,017万円	4.7%
資本的収入および支出	3,613万円	39.9%	8,432万円	△7.6%

健全化判断比率等について(令和7年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項および第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について公表するものです。詳しくは町のホームページをご覧ください。

1 健全化判断比率の状況

令和7年度決算	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	赤字額なし	赤字額なし	3.7%	—
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	

※早期健全化基準および財政再生基準とはいずれも国が定める基準で、この基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2 資金不足比率の状況

令和7年度決算	水道事業会計	下水道事業会計	観光事業特別会計
	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20%	20%	20%

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

神川町の財政運営は…



この数値により、町は健全な
財政運営が行われていること
がわかるのじゃ

